

議案第3号

令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,707千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ531,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月20日提出

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃彦

# 第1表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		523,374	5,707	517,667
	1 負担金	523,374	5,707	517,667
歳入	合計	537,261	5,707	531,554

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		526,126	5,707	520,419
	1 総務管理費	526,013	5,707	520,306
歳出	合計	537,261	5,707	531,554

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	523,374	5,707	517,667
2 財産収入	14	0	14
3 繰入金	8,801	0	8,801
4 繰越金	5,000	0	5,000
5 諸収入	72	0	72
歳入合計	537,261	5,707	531,554

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,135	0	1,135				
2 総務費	526,126	5,707	520,419				5,707
3 予備費	10,000	0	10,000				
歳出合計	537,261	5,707	531,554	0	0	0	5,707

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金  
(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 共通経費負担金	523,374	5,707	517,667	1 共通経費負担金	5,707	青森市 1,107	板柳町 73
						弘前市 696	鶴田町 69
						八戸市 898	中泊町 65
						黒石市 145	野辺地町 71
						五所川原市 242	七戸町 83
						十和田市 259	六戸町 59
						三沢市 156	横浜町 35
						むつ市 238	東北町 89
						つがる市 155	六ヶ所村 50
						平川市 142	おいらせ町 105
						平内町 61	大間町 34
						今別町 28	東通村 40
						蓬田村 26	風間浦村 23
						外ヶ浜町 44	佐井村 23
						鱒ヶ沢町 60	三戸町 60
						深浦町 55	五戸町 91
						西目屋村 21	田子町 40
						藤崎町 75	南部町 92
						大鰐町 58	階上町 65
						田舎館村 47	新郷村 27
							計 5,707
計	523,374	5,707	517,667				

3 歳出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	526,013	5,707	520,306	0	0	0	5,707	1 報酬	21 会計年度任用職員	
							5,707	3 職員手当等	186 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 時間外勤務手当 単身赴任手当	99 3 34 21 1 96
								4 共済費	36 共済組合 公務災害補償基金 社会保険料	91 2 53
								8 旅費	1,305 普通旅費	
								18 負担金、補助及び交付金	1,036 派遣職員給与費負担金 共益費負担金	536 550
								27 繰出金	5,267 後期高齢者医療特別会計繰出金	
計	526,013	5,707	520,306	0	0	0	5,707			

# 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地手当 (千円)	その他の 手当(千円)				
補正後	長 等	2	107					107		107	
	議 員	20	581					581		581	
	その他の特別職	13	2,770					2,770		2,770	
	計	35	3,458	0	0	0	0	3,458	0	3,458	
補正前	長 等	2	107					107		107	
	議 員	20	581					581		581	
	その他の特別職	13	2,791					2,791		2,791	
	計	35	3,479	0	0	0	0	3,479	0	3,479	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	△ 21	0	0	0	0	△ 21	0	△ 21	
	計	0	△ 21	0	0	0	0	△ 21	0	△ 21	

## 2 一般職

### (1) 総括

区	分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補	正 後	2		7,258	11,377	18,635	2,752	21,387	
補	正 前	2		7,258	11,563	18,821	2,716	21,537	
比	較	0	0	0	△ 186	△ 186	36	△ 150	

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後		1,361	613		3,595		1,670	360	3,778
	補 正 前		1,364	579		3,616		1,769	456	3,779
	比 較	0	△ 3	34	0	△ 21	0	△ 99	△ 96	△ 1



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減		
		普通昇給に伴う増減		
		その他の増減分		
職員手当	△ 186	制度改正に伴う増減分	34	
		その他の増減分	△ 220	通勤手当等の増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令和4年12月1日現在	平均給料月額 (円)	302,400
	平均給与月額 (円)	348,785
	平均年齢 (歳)	62.13
令和3年12月1日現在	平均給料月額 (円)	302,400
	平均給与月額 (円)	348,540
	平均年齢 (歳)	62.46

イ 初任給

区 分	学 歴	行政職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和4年12月1日現在	高 校 卒	150,600	154,600
	大 学 卒	182,200	183,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職	
	級	職員数 (人) / 構成比 (%)
令和4年12月1日現在	8級	
	7級	
	6級	1 / 50.0
	5級	1 / 50.0
	4級	
	3級	
	2級	
	1級	
	計	2 / 100.0
令和3年12月1日現在	8級	
	7級	
	6級	1 / 50.0
	5級	1 / 50.0
	4級	
	3級	
	2級	
	1級	
	計	2 / 100.0

(級別の標準的な職務内容)

行政職	
1級	主事の職務
2級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	1 主幹の職務 2 困難な業務を処理する主査の職務 3 レセプト点検専門官の職務 4 保健事業推進員の職務
4級	1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 困難な業務を処理する保健事業推進員の職務
5級	1 課長又は副参事の職務 2 特に困難な業務を処理する主幹の職務
6級	1 事務局長の職務 2 特に困難な業務を所掌する課長の職務
7級	困難な業務を所掌する事務局長の職務
8級	特に困難な業務を所掌する事務局長の職務

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.100	2.200	4.30	5~20%	
補正前	2.100	2.100	4.20	5~20%	
国の制度	2.150	2.250	4.40	5~20%	

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	4輪の自動車を使用する者 使用距離により2,000円~46,000円に区分 交通機関等を利用する者の上限額 90,000円